

最高裁秘書第2663号

令和6年10月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

7月31日付け（8月5日受付、第060191号）で申出があり、同月16日
付けで補正がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこ
ととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

女性の最高裁判事が皇室行事に参加する場合、ローブモンタントだとかアフタ
ヌーンドレスだとか、ロングドレスだとか、色々と着替えなければならないこと
を含むドレスコードが書いてある文書（宮内庁から提供された文書を含むが、こ
れに限らない。ただし、宮内庁から提供された文書については最新版のもの。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載
された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対
して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）